

京都大学法務・コンプライアンス対策室要項

(平24年9月26日総長裁定)

- 第1 京都大学（以下「本学」という。）に法務・コンプライアンス対策室を置く。
- 第2 法務・コンプライアンス対策室は、次の各号に掲げる業務を行う。
- (1) コンプライアンスの推進に関すること。
 - (2) コンプライアンスの体制に関すること。
 - (3) コンプライアンスに関する調査及び分析に関すること。
 - (4) その他法務・コンプライアンス担当の副学長（以下「担当副学長」という。）が必要と認めること。
- 第3 法務・コンプライアンス対策室は、次に掲げる室員で組織する。
- (1) 担当副学長
 - (2) 総務部長
 - (3) 総務部総務課長
 - (4) 総務部総務課法規企画室専門業務職員（法務・コンプライアンス担当）
 - (5) 事務本部各部及び各部局事務部（京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）第12条第1項、第14項、第16項及び第13条第1項に定める事務部をいう。）の事務職員のうち、当該所属長の推薦するコンプライアンス担当者 各1名
 - (6) その他担当副学長が必要と認める者 若干名
- 第4 法務・コンプライアンス対策室に室長及び副室長を置く。
- 2 室長は担当副学長をもって充て、副室長は総務部長をもって充てる。
 - 3 室長は室務を掌理し、副室長は室長を補佐する。
- 第5 法務・コンプライアンス対策室に関する事務は、総務部総務課において処理する。
- 第6 この要項に定めるもののほか、法務・コンプライアンス対策室の運営に関し必要な事項は、担当副学長が定める。

附 則

この要項は、平成24年10月1日から実施する。